

写

海老名市監査委員告示第 8 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務部及び会計課の定期監査を
海老名市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定によりその結果に
関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 7年 10月 6日

海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

森下 賢人



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【財務部】

(1) 企画財政課

総合計画に関すること。政策の総合調整並びに企画及び立案に関するここと。土地利用に関する県との事前調整に関するここと。広域行政及び行政区域に関するここと。 庁議（他課の主管に属するものを除く。）に関するここと。行政評価に関するここと。行政改革に関するここと。行政組織及び事務分掌に関するここと。基地涉外に関するここと。指定管理者制度に関するここと。財政計画に関するここと。予算の調製及び執行管理に関するここと。決算に関するここと。市債及び一時借入金に関するここと。基金、有価証券等の管理の総括に関するここと。会計課との連絡に関するここと。

(2) デジタル推進課

行政手続オンライン化の調整に関するここと。デジタル技術を用いた業務改善の調整に関するここと。地域社会のデジタル化に関するここと。社会保障・税番号制度の総合調整に関するここと。

(3) 財産・車両課

本庁内案内業務に関するここと。本庁舎の管理に関するここと。物品の受払及び保管に関するここと。備品の管理に関するここと。公共施設（建物に限る。）の調整に関するここと。財産に関するここと。部の庶務及び調整に関するここと。部内の事務分掌の調整に関するここと。 庁用車の管理に関するここと。今里給油所に関するここと。

(4) 営繕課

公共施設マネジメントに関するここと。公共施設（建物に限る。）の維持保全（修繕）に係る企画、立案及び施工に関するここと。公共施設（建物に限る。）の設計及び工事に関するここと。

(5) 契約検査課

工事、委託、物品等の契約に関するここと。競争入札参加資格認定に関するここと。入札執行に関するここと。工事の検査に関するここと。

(6) 市民税課

税制に関するここと。法人市民税、軽自動車税及び市たばこ税の賦課に関するここと。自動車臨時運行許可に関するここと。市県民税、軽自動車税関係の証明に関するここと。固定資産評価審査委員会に関するここと。個人市県民税の賦課に関するここと。

(7) 資産税課

固定資産（土地）の評価に関するここと。固定資産税（土地）及び都市計画税（土地）の賦課に関するここと。特別土地保有税に関するここと。固定資産税関係の証明に関するここと。固定資産（家屋）の評価に関するここと。固定資産税（家屋）及び都市計画税（家屋）の賦課に関するここと。国有資産等所在市町村交付金に関するここと。固定資産税（償却資産）の賦課に関するここと。

(8) 納税課

市税、個人の県民税及び国民健康保険税の徴収に関すること。市税、個人の県民税及び国民健康保険税の収納管理、督促等に関すること。市税、個人の県民税及び国民健康保険税の納付督励及び納税相談に関すること。市税、個人の県民税及び国民健康保険税の滞納処分及び欠損処分に関すること。

【会計課】

支出負担行為の確認に関すること。支出命令の審査に関すること。現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。現金及び財産の記録管理に関すること。決算の調製に関すること。基金に属する現金の運用の調整に関すること。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

令和6年8月1日から令和7年7月31日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行・収入支出に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 財産管理に関する事務
- (4) 庁務に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

令和7年9月25日及び26日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については、概ね適正に執行されていると認められた。今後においては適正な事務執行に努められたい。